

第4回 湖西市一般廃棄物処理業等合理化検討審議会 会議録(要約)	
開催日時	令和3年3月29日(月) 14:00~15:40
開催場所	湖西市役所 3階 委員会室
出席者	(委員) 5人 片桐委員、菊地委員、藤波委員、間淵委員、湯川委員 (湖西市) 7人 川上環境部長 廃棄物対策課: 山本課長、木下課長代理、井口、藤田、橋本、松本
内容	1 開会あいさつ 2 委員長あいさつ 協議事項 (1) 委託業務(し尿収集運搬業務)について (2) 許可業務(仮設トイレのし尿・浄化槽汚泥収集運搬について) (3) し尿等処分料金について

発言者	発言内容
-----	------

協議事項

(1) 委託業務(し尿収集運搬業務)について

事務局 (資料4-①に基づき説明)

委員長 それでは審議会の答申について議論していく。議論するにあたり、私案を作成したが配布してよろしいか。

(資料配布)

順に説明していくので、意見や追加すべき項目について発言をお願いする。

委員長 1. 委託業務(し尿収集運搬業務)について読み上げさせていただく。

一般廃棄物の適正な処理を継続的・安定的に実施していくことは、市の重要な責務である。

その大前提のもと、市民からの貴重な税や料金等を適切に活用すべく、し尿収集運搬に係る業務効率の向上や経費削減等、時代状況に応じて不断の見直しを行っていくことが市には求められる。

とりわけ、下水道整備や人口減少が進む中、現行のし尿収集運搬体制を維持したままでは非効率が拡大していくことが避けられず、その是正・改善が喫緊の課題である。

し尿収集運搬業務に関して、現状の委託制と比較して許可制は業者の裁量を大きく拡大し、業者の創意工夫による業務効率の向上に資するものであると考えられるため、許可制に移行することが望ましい。

ただし、市民、業者にとっては大きな変更となることが避けられないことから、移行に際しては十分な準備期間をとり、影響を最小限に留めるべく努力すること。この私案について1人ずつ意見をお願いしたい。

委員 概ね委員長案に賛成である。一般廃棄物の処理は最終的に市が責任を持つという大前提のもと、時代の流れに応じて体制を変えていくことは大切である。今回は新規の参入業者は認めないという点で、自由競争とは異なってくる。しかし、事業者は痛みを伴う部分もあるため、十分な準備期間を設け、最終的に許可に移行

していくべきであると考えている。

委員 現行の委託方式では業務を継続できなくなるという点は妥当な意見である。問題は、許可制へ移行することによって問題点が解決できるのかということである。今後も現行の3業者で営業していく中で、3業者中2業者に反対を受けている状況では許可制にしたからといって解決する問題ではないのではないのか。

また、許可制へ移行した場合の業者の経営への影響、業務への支障について考える必要がある。

委員 時代の流れによる変化は必要である。委員長の案に概ね賛成する。委託制と許可制は在り方が異なる。それぞれのメリット・デメリットを比較検討する必要がある。

委員 概ね委員長私案に賛成するが、最後の但し書きについて、「十分な準備期間をとり」という表現が分かりづらい。もっと具体的に表現したらどうか。

委員長 ご指摘のあった点について整理する。

「準備期間」については今後の議論で深く掘り下げていきたい。

「委託と許可の比較」については、今後事務局と調整を図っていく。

「許可制へ移行することにより問題点を解決できるのか、また事業者の経営基盤に配慮していくべきである」という意見に対しては、私自身、許可制へ移行することで全て解決できるとは考えておらず、相対的な判断をしたつもりである。委託制も許可制も、廃棄物の最終的な処理責任は市である。よって、廃棄物の安定処理は市の重要な責務であるという文言をはじめに入れている。その上で許可制のメリットを書かせてもらった。仮に委託制を継続したとしても、委託料の削減は不可避である。そういった状況の中で、相対的に判断し、許可制に移行することで市の廃棄物行政の持続可能性を高め、事業者も安定的な事業継続につながると考えた。

委託と許可の比較について市の意見はどうか。

事務局 許可制のメリットについては業者の裁量を拡大し、業者の創意工夫のより業務効率の向上が図れるという点である。委託制のメリットは、市の指示のもと確実に業務を遂行できるという点であると考えているが、県内で委託制による収集体制は3市のみ。湖西市は収集効率が著しく悪い地区はほとんど存在せず、現行の条例料金も260円で県平均223円を上回っている。業務効率の向上ができれば許可制による収集体制を維持できると考えている。また、準備期間は具体的に何年というよりは、準備が整い次第移行したいと考えている。

委員 下水道整備や人口減少に対して、許可制に移行すれば乗り切れるのか。市と業者ですれ違いが発生している。許可に移行する前にすり合わせが必要である。また、許可制に移行した際、業務の効率化によって現在の委託料と受益者から徴収する料金の差額6,000万が浮いてくるとは考えづらい。県内で許可制をとっている市については、何か条件があるのではないのか。例えば組合を立ち上げたとか。

事務局 許可制で複数の業者が市全域を収集区域としている自治体は県内で3市ある。聞き取り調査を行った結果はいずれも業者間で組合は立ち上げていない。各市の業者数は6社、2社、3社。いずれも非効率地区が取り残されるという事例は発生しておらず、苦情もないと聞いている。3市の中には業者と定期的な連絡会を設

けている自治体もある。

委員 県下3市ではうまくいってるとのことだったが、うまくいかなかったときどう対応するのか。許可制に移行した時に、市はし尿の処理責任をどのように全うするのか。許可制に移行したからとはいえ、業者任せという訳にはいかない。業者が反対している状況であれば長期継続は難しい。準備期間については具体的には考えていないとのことだったが、翌年4月に移行するつもりなのか。

事務局 当初どおり、令和4年の移行を考えている。

市として効率的な収集運搬体制を目指したい。業者のノウハウでより効率的な運営ができるのではないかと考え、許可制の移行を提案した。非効率地域も少ないため、取り残される世帯は出ないと考えている。許可に移行しても、業者には市と一体となり廃棄物行政に取り組んでほしい。データ等必要な情報は提供し、しっかりと調整していきたい。

委員長 開始時期について、調整の余地はあるのか。

事務局 準備期間は必要であり、委託方法の見直しを行いつつ並行して許可制への移行準備を進めることも考えられる。

委員長 改めて意見質問等があれば伺いたい。

委員 業者との定期的な情報交換会を設ける自治体もある。今からでもそういう機会を設け情報交換するとよいと思う。反対している業者も、移行せず委託制を継続することは委託料の削減は免れないと考えておくべきである。

委員 許可制に移行した場合、業者でなく市民への理解も得る必要がある。手数料の値上げも含めた十分な説明が必要となってくる。また、市の負担が減った部分に関しては、市民や業者への還元を検討してほしい。移行時期については柔軟な対応を検討いただきたい。

委員長 内容を整理する。

- ・業務効率の改善があつたとしても委託費の削減は業者にとって影響があるため、事業者の経営基盤を考慮し、十分な移行期間を設けること。
- ・取り残される地域が本当に出ないのか、取り残される場所が出た場合の対応について検討すること。
- ・市民の理解、周知が必要であること。

これらについて、委員長私案に追加して答申の素案を作成したい。

(2) 許可業務（仮設トイレのし尿・浄化槽汚泥収集運搬）について

事務局 (資料4-②に基づき説明)

委員長 1. 許可業務（仮設トイレのし尿・浄化槽汚泥収集運搬）についてを読み上げさせていただきます。

一般廃棄物の適正な処理を継続的・安定的に実施していく観点から、廃掃法、環境省通知、市の一般廃棄物処理計画等を踏まえつつ、可能な限り現状の3社体制を維持していくこと、また、現在の許可区域を撤廃し3社で市全域を許可範囲とすることが望ましい。

とりわけ「許可区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存

の許可業者の事業への影響を適切に考慮する」(平成26年10月8日環境省通知)といった観点から、早急に許可区域を撤廃するよう見直すべきである。ただし、区域割撤廃に伴う需給の変動や過当競争や合理化事業への影響に対する業者の懸念が生じないようにするとともに、市民に対しても混乱を及ぼすことのないように、市と業者は、区域割撤廃を前提として十分な連携・協議を重ね、実効的な措置のあり方について検討すること。

この私案について1人ずつ意見をお願いしたい。

委員 最終的な処理責任は市が持つということを前提に、社会変化に応じ適正化を図ることは必要である。区域割の撤廃は賛成であるが、全体的に最適化を図れていても個々では不都合が生じている、とならないよう業者との協議は必要になってくる。昭和63年の覚書は避けては通れないのではないか。廃止や変更するにしても覚書の取扱いは考える必要がある。

委員 組合からの意見書には、区域割の撤廃によりB社がA、C社の経営基盤に影響を及ぼすとあるがそれについてはどう考えるか。

事務局 湖西市内では下水道区域外に設置浄化槽もあり、令和元年度は150件～200件ほど新設されている。新規案件に営業をかけてもらうなど、既存の顧客を取り合うことは避けてもらいたいと考えている。過度な競争への懸念については、業者ごとの最大業務量に制限をかけることなどを検討している。

委員 新規参入業者はなく、車両数は現状維持を考えているため過当競争は起こらないと考える、ということか。

事務局 はい。車両1台当たりの業務量にも限界があり、契約のみ行って確実な履行ができない状況になれば、廃掃法7条の欠格要件に該当することも想定されるため注意して業務を遂行してもらいたい。

委員 区域割の撤廃に相当する需給の均衡、業者の経営基盤の影響など、業者と協議が必要であると考えているが、それについてはどう考えるか。

事務局 事業者と定期的に協議することは必要と考える。
区域を撤廃したとしても業者ごとの業務量を制限する措置を考えているため、需給バランスが著しく崩れ、業者の経営基盤に著しい影響を与えることは想定されないと考えている。

委員 最高裁判例や環境省通知を考慮すると、需給の均衡を保つための措置は必要になってくる。区域割に代わる措置が必要である。

委員 委員長私案については概ね賛成である。環境省通知をふまえると撤廃せざるをえない。ただ、需給変動に対応するシステムを決めていく必要があると思う。但し書きについては一部修正が必要である。

委員 委員長私案に賛成である。最終的には但し書きの内容の展開が必要である、基本的には当事者が利害関係に基づき解決すべきである。

委員長 環境省通知をふまえると、区域割撤廃はさけられない。需給の均衡を保つ新たなシステムは必要不可欠である。答申の内容は既存業者への影響に対する配慮についてさらに精度を高めていく。

(3) し尿等処分料金について

事務局 (資料4-③に基づき説明)

委員長 3. し尿等処分料金について読み上げさせていただきます。

受益者負担の導入は時期尚早であり、まずは考え方を整理する必要がある。

し尿等処理料金については、収集運搬体制の変更や区域割の撤廃による市民生活の影響や、全国的な廃棄物処分の受益者負担の動向等について注視しつつ、慎重な議論が求められる。

この私案について1人ずつ意見をお願いしたい。

委員 基本的に委員長私案に賛成。受益者負担は時代の流れで避けられないところではあるため時期尚早という表現は改めた方がよいのではないかと。

委員 委員長と同意見である。処分料金の導入はもう少し先でもよいのではないかと感じる。

委員 受益者負担の導入は必要だが、まずは考え方を整理すべき。処分料金の導入を否定するものではなく、将来的に導入に繋がる答申としてほしい。

委員 基本的に賛成。時期尚早という表現は変更した方がよいと考えるが、まずは1, 2の問題を優先すべき。

委員長 時期尚早との表現は改めたい。受益者負担の考えは取り入れざるを得ない。今回は考え方を整理し、さらに検討したうえで将来につながる答申にしたい。

4. その他については全ての共通事項と考えているため項目を1つ設定した。読み上げさせていただきます。

収集運搬体制の変更にあたっては、業務に支障が生じないように実務を担う業者と十分な協議を行うこと。

意見等はあるか。

委員 業者との協議は安定的な処理継続に必要である。書き方の話だが答申の冒頭に記載してもよいのではないかと。

協議事項については終了、追加意見等はあるか。

(意見なし)

本日は委員長私案をたたき台とし、貴重な意見をいただいた。次回さらに洗練させていく。

[午後3時40分 閉会]